

国空航第2115号
令和元年11月21日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長



ローマ法王来日に伴う協力依頼について

令和元年11月23日から26日までの間、ローマ法王が来日する予定となっているところ、同法王を始めとする関係者の安全と諸行事の円滑な進行を確保するため、警察庁からの警備協力を要請されているところです。

つきましては、これら来日期間中における下記事項についてのご理解・御協力を賜りますよう傘下会員及び関係団体等へ周知願います。

記

1 飛行自粛等に関する航空情報（ノータム）を踏まえた適切な運航

警察当局からの要請に基づき、別添1のとおり小型航空機の飛行自粛等を要請する航空情報（ノータム）を発出したので、同内容を踏まえ適切に運航すること。また、日程の変更等に伴う航空情報（ノータム）の発出や変更など、引き続き航空情報（ノータム）を十分に確認し、その内容を踏まえ、適切に運航すること。

なお、飛行自粛等の対象となる小型航空機には、滑空機、超軽量動力機、落下傘降下を伴う航空機等も含まれることに留意すること。

2 小型無人機等飛行禁止法に基づく指定区域上空の飛行禁止

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）」（以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）の規定に基づく外務省告示（別添2）により、関係施設及びその周辺地域が飛

行禁止区域として指定された。これにより、11月23日より26日までの間は、同法に基づき、小型無人機、操縦装置を有する気球、ハングライダー（原動機を有するものを含む）、パラグライダー（原動機を有するものを含む）等による同区域上空の飛行は禁止されるので、注意すること。

また、警察庁からの要請により「小型無人機等飛行禁止法」に基づく飛行禁止区域外の関係地域上空においても、無人航空機の飛行を自粛すること（具体的な飛行自粛要請地域は以下のとおり）。やむを得ない理由により飛行させようとする場合には、管轄する県警察本部又は警察署に連絡されたい。

なお、小型無人機等飛行禁止法の概要及び飛行禁止区域の詳細については、以下のホームページを参照すること。

○小型無人機等飛行禁止法の飛行禁止区域に関する情報（外務省ホームページ）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/va/page25_002018.html

○小型無人機等飛行禁止法に関する情報（警察庁ホームページ）

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

○飛行自粛要請地域

東京都大田区、新宿区、千代田区、文京区、港区
長崎県大村市、長崎市
広島県広島市、三原市

○警視庁の連絡先

麹町警察署	03-3234-0110（内線 4612）
丸の内警察署	03-3213-0110（内線 4612）
神田警察署	03-3295-0110（内線 4612）
赤坂警察署	03-3475-0110（内線 4612）
東京空港警察署	03-5757-0110（内線 4612）
四谷警察署	03-3357-0110（内線 4612）
富坂警察署	03-3817-0110（内線 4612）
大塚警察署	03-3941-0110（内線 4612）
本富士警察署	03-3818-0110（内線 4612）

○県警察の連絡先

長崎県警察本部	095-820-0110（内線 6570）
広島県警察本部	082-228-0110（内線 5761）

以上

○外務省告示第二百二十三号

ローマ法王一行の来日に際し、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和元年十一月二十日

一 東京国際空港

外務大臣 茂木 敏充

期間	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで		
対象外国公館等の所在地	東京都大田区 羽田空港		
対象外国公館等の区域	東京都大田区 羽田空港（次の図面に示す部分に限る。）		
対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	東京都大田区 大森南五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、京浜島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、羽田五丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、羽田旭町（次の図面に示す部分に限る。）、羽田空港一丁目から三丁目まで及び東糀谷六丁目（次の図面に示す部分に限る。）		
次に掲げる点を	一 北緯三十五度三十一分二秒、東経百三十九度四十八		

順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域

十四分四十八分四十五秒の点	十三分四十七分三十五秒の点	十二分四十六分三十五秒の点	十一分四十六分三十五秒の点	十分四十六分三十五秒の点	九分四十五分三十七秒の点	八分四十五分三十五秒の点	七分四十四分五十九秒の点	六分四十四分五十八秒の点	五分四十四分三十五秒の点	四分四十三分五十八秒の点	三分四十三分五十七秒の点	二分四十三分三十九秒の点
北緯三十五度三十二分二十五秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十四分三十七秒、東経百三十九度	北緯三十五度三十三分五十八秒、東経百三十九度四	北緯三十五度三十四分六秒、東経百三十九度四十五	北緯三十五度三十三分五十九秒、東経百三十九度四十	北緯三十五度三十三分二十一秒、東経百三十九度四	北緯三十五度三十二分四十三秒、東経百三十九度四	北緯三十五度三十二分三十九秒、東経百三十九度四	北緯三十五度三十一分五十七秒、東経百三十九度四	北緯三十五度三十一分三十九秒、東経百三十九度四

対象外国公館等の敷地	対象外国公館等の所在地	期間	備考
東京都千代田区	東京都千代田区	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで	<p>一 一の「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少ない道路をいう。当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
三番町九番地（次の図面に示す部分に限る。）	三番町九番地二		<p>十五 北緯三十五度三十二分四十七秒、東経百三十九度四十九分十二秒の点</p> <p>十六 北緯三十五度三十二分五十八秒、東経百三十九度四十九分四十五秒の点</p> <p>十七 北緯三十五度三十二分四十七秒、東経百三十九度四十九分五十七秒の点</p> <p>十八 北緯三十五度三十二分二十四秒、東経百三十九度四十九分四十四秒の点</p>

対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	東京都千代田区	一番町（次の図面に示す部分に限る。） 、三番町（次の図面に示す部分に限る。） 、四番町（次の図面に示す部分に限る。） 並びに九段南三丁目一番から九番まで及び四丁目一番から七番まで
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

三 ベルサーール半蔵門

期間	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで		
対象外国公館等の 所在地	東京都千代田区	麴町一丁目六番四号	
対象外国公館等の 敷地	東京都千代田区	麴町一丁目六番（次の図面に示す部分に限る。）	
対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	東京都千代田区	千代田一番（次の図面に示す部分に限る。） 、一番町一番（次の図面に示す部分に限る。） 、五番、七番、九番、十一番、十三番、十五番、十七番、十九番、二十一番、二十三番、二十五番、二十七番、二十九番及び三十番	

対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	対象外国公館等の 敷地	対象外国公館等の 所在地	期間	四 カトリック関口教会	備考	
東京都文京区	東京都文京区	東京都文京区	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで		<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少ないとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	
<p>関口一丁目二十八番、三十番、三十一番及び三十五番（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び三番から十一番まで並びに次の図面に示す部分に限る。）及び四番（次の図面に示す部分に限る。）及び四番（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>関口三丁目十六番及び十七番（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>関口三丁目十六番十五号</p>				<p>一番、麴町一丁目、二丁目並びに三丁目一番から三番まで及び五番から十二番まで、平河町一丁目一番から四番まで及び六番から九番まで並びに二丁目一番から三番まで並びに隼町一番、二番、三番（次の図面に示す部分に限る。）及び四番（次の図面に示す部分に限る。）</p>

対象外国公館等の区域	対象外国公館等の所在地	期間	備考
東京都文京区	東京都文京区	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで	五 東京ドーム
後楽一丁目三番（次の図面に示す部分に限る。）	後楽一丁目三番六十一号		<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
<p>で並びに三丁目、音羽一丁目八番、九番、十四番から二十五番まで及び二十七番並びに二丁目一番、二番、四番及び十二番（次の図面に示す部分に限る。）及び目白台一丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）及び二十番から二十六番まで、二丁目一番並びに三丁目一番から十七番まで、十九番から二十一番まで及び二十七番から二十九番まで並びに大塚二丁目三番（次の図面に示す部分に限る。）</p>			

六 上智大学

対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の所在地	期間	備考		対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域
東京都千代田区	東京都千代田区	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	東京都文京区	東京都千代田区
麹町六丁目及び紀尾井町七番（次の図面に示す部分に限	麹町六丁目一番二十五号、紀尾井町七番一号			春日一丁目一番から六番まで及び十三番から十六番まで、後楽一丁目一番から八番まで、小石川一丁目一番から三番まで及び二丁目一番から八番まで並びに本郷一丁目	飯田橋三丁目九番、十番、十一番（次の図面に示す部分に限る。）及び十三番、神田猿樂町二丁目七番及び八番、神田三崎町一丁目、二丁目並びに三丁目四番から九番まで及び十番（次の図面に示す部分に限る。）並びに神田駿河台二丁目十一番

対象外国公館等の所在地	期間	七 長崎空港	<p>区域</p> <p>対象外国公館等に係る対象施設周辺地域</p>	東京都港区	東京都新宿区	東京都千代田区
長崎県大村市	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで			元赤坂二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	四谷一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに若葉一丁目十五番及び十六番	麹町四丁目及び六丁目、二番町四番から十番まで、十二番及び十三番、六番町三番（次の図面に示す部分に限る。）及び四番から十五番まで並びに紀尾井町一番（次の図面に示す部分に限る。）及び二番から七番まで
箕島町五百九十三番地						る。）

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少ないとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

対象外国公館等の所在地	期間	八 平和公園 備考 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。		対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域	対象外国公館等の 区域
長崎県長崎市	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで			次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に揚げる 点と七に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域	長崎県大村市
松山町六番				<p>一 北緯三十二度五十五分五十二秒、東経百二十九度五十三分五十四秒の点</p> <p>二 北緯三十二度五十五分五十六秒、東経百二十九度五十四分十八秒の点</p> <p>三 北緯三十二度五十五分二十三秒、東経百二十九度五十五分十秒の点</p> <p>四 北緯三十二度五十四分五十一秒、東経百二十九度五十五分四十五秒の点</p> <p>五 北緯三十二度五十四分二十五秒、東経百二十九度五十五分五十二秒の点</p> <p>六 北緯三十二度五十四分四秒、東経百二十九度五十五分二十二秒の点</p> <p>七 北緯三十二度五十五分三十三秒、東経百二十九度五十三分四十六秒の点</p>	箕島町五百九十三番地（次の図面に示す部分に限る。）

対象外国公館等の所在地	長崎県長崎市	西坂町四番						
期間	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで							
九 西坂公園	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="912 208 1220 595">対象外国公館等に係る対象施設周辺地域</td> <td data-bbox="912 595 1220 925">長崎県長崎市</td> <td data-bbox="912 925 1220 2022">岡町一番から三番まで及び八番、川口町九番から十四番まで、橋口町四番、浜口町二番から五番まで、平野町一番から十番まで、十五番から二十番まで、二十五番及び二十六番、平和町一番から四番まで及び九番から二十八番まで、松山町一番、二番（次の図面に示す部分に限る。）及び三番から九番まで並びに茂里町四番</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 208 1361 595">対象外国公館等の区域</td> <td data-bbox="1220 595 1361 925">長崎県長崎市</td> <td data-bbox="1220 925 1361 2022">松山町五番及び六番（次の図面に示す部分に限る。）</td> </tr> </table>	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	長崎県長崎市	岡町一番から三番まで及び八番、川口町九番から十四番まで、橋口町四番、浜口町二番から五番まで、平野町一番から十番まで、十五番から二十番まで、二十五番及び二十六番、平和町一番から四番まで及び九番から二十八番まで、松山町一番、二番（次の図面に示す部分に限る。）及び三番から九番まで並びに茂里町四番	対象外国公館等の区域	長崎県長崎市	松山町五番及び六番（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	長崎県長崎市	岡町一番から三番まで及び八番、川口町九番から十四番まで、橋口町四番、浜口町二番から五番まで、平野町一番から十番まで、十五番から二十番まで、二十五番及び二十六番、平和町一番から四番まで及び九番から二十八番まで、松山町一番、二番（次の図面に示す部分に限る。）及び三番から九番まで並びに茂里町四番						
対象外国公館等の区域	長崎県長崎市	松山町五番及び六番（次の図面に示す部分に限る。）						

対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の所在地	期間	十 カトリック長崎大司教館	備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	対象外国公館等の区域
長崎県長崎市	長崎県長崎市	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで			長崎県長崎市	長崎県長崎市
橋口町一番（次の図面に示す部分に限る。）	橋口町一番一号				尾上町一番（次の図面に示す部分に限る。）、御船蔵町一番から十三番まで、大黒町一番から十一番まで及び十四番、立山二丁目十五番及び十六番、筑後町一番から四番まで及び七番から十一番まで、中町一番、四番及び五番、西坂町一番から十九番まで、浜平一丁目十七番及び十八番並びに八千代町一番から三番まで	西坂町四番（次の図面に示す部分に限る。）

対象外国公館等の所在地	期間	<p>十一 長崎県営野球場</p> <p>備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少ないとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<p>敷地</p> <p>対象外国公館等に係る対象施設周辺地域</p>	
長崎県長崎市	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで		長崎県長崎市	
松山町二番五号			<p>上野町、岡町九番、坂本一丁目十二番（次の図面に示す部分に限る。）及び高尾町一番から四番まで、橋口町一番から十三番まで及び十五番から十七番まで、平和町三番から十一番まで及び十七番から二十四番まで、松山町九番（次の図面に示す部分に限る。）及び本尾町一番から五番まで、七番、十四番から二十四番まで、二十五番（次の図面に示す部分に限る。）及び三十四番から三十七番まで（次の図面に示す部分に限る。）及び三十八番並びに本原町三十番</p>	

期間	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで	<p>十二 広島空港</p> <p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備えて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺区域に含まれる道路（道路交通法（昭和十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p>	対象外国公館等の区域	長崎県長崎市	松山町二番（次の図面に示す部分に限る。）
			対象外国公館等に係る対象施設周辺区域	長崎県長崎市	油木町一番から六番まで及び八番（次の図面に示す部分に限る。）、江里町一番から八番まで、大橋町一番から四番まで及び二十一番、岡町、城栄町一番から十三番まで、及び十六番から十九番まで、二十二番から二十六番まで、及び四十一番（次の図面に示す部分に限る。）、城山町三番から十番まで、二十三番から二十七番まで及び二十八番（次の図面に示す部分に限る。）、橋口町四番から七番まで、十七番から十九番まで、二十番、松山町一番（次の図面に示す部分に限る。）、及び五番から九番まで並びに三芳町一番から三番まで

対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の区域	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
広島県三原市	広島県三原市	次に掲げる点を順次に結んだ次の図面に示す線及び一に揚げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
本郷町善入寺六十四番地三十一	本郷町善入寺及び本郷町上北方（次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 北緯三十四度二十六分十六秒、東経百三十二度五十三分二十五秒の点</p> <p>二 北緯三十四度二十六分三十八秒、東経百三十二度五十四分四十八秒の点</p> <p>三 北緯三十四度二十六分四十秒、東経百三十二度五十五分三十二秒の点</p> <p>四 北緯三十四度二十六分三十二秒、東経百三十二度五十五分四十二秒の点</p> <p>五 北緯三十四度二十六分二十九秒、東経百三十二度五十六分十五秒の点</p> <p>六 北緯三十四度二十六分十五秒、東経百三十二度五十六分三十九秒の点</p> <p>七 北緯三十四度二十六分四秒、東経百三十二度五十六分三十九秒の点</p> <p>八 北緯三十四度二十五分五十三秒、東経百三十二度五十六分十五秒の点</p> <p>九 北緯三十四度二十五分五十三秒、東経百三十二度五十六分四秒の点</p> <p>十 北緯三十四度二十五分四十六秒、東経百三十二度五十六分三十八秒の点</p>

対象外国公館等の 区域	対象外国公館等の 所在地	期間	十三 広島平和記念公園	備考 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。
区 広島県広島市中	区 広島県広島市中	令和元年十一月二十三日から令和元年十一月二十六日まで		
中島町及び大手町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	中島町一番及び大手町一丁目十番			十一 北緯三十四度二十五分四十六秒、東経百三十二度 十五 北緯三十四度二十五分五十四秒、東経百三十四度 十二 北緯三十四度二十五分五十四秒、東経百三十四度 十三 北緯三十四度二十五分五十四秒、東経百三十二度 十五 北緯三十四度二十五分五十三秒、東経百三十二度 十四 北緯三十四度二十五分四十八秒、東経百三十二度 十五 北緯三十四度二十五分五十三秒、東経百三十二度 十六 北緯三十四度二十五分五十二秒、東経百三十二度 十五 北緯三十四度二十五分五十二秒、東経百三十二度 十七 北緯三十四度二十六分二秒、東経百三十二度五十 三分二十五秒の点

<p>対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域</p>	<p>備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交法の昭和十五年法律第百五号）第二項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
<p>広島県広島市中</p>	
<p>中島町、加古町一番から三番まで及び十六番、河原町一番、四番、五番及び七番、土橋町一番、二番及び六番から八番まで、堺町一丁目一番及び四番から十番まで、猫屋町一番及び四番から七番まで、本川町一丁目及び二丁目一番及び三番から七番まで、十日町一丁目四番から六番まで、基町五番、六番及び十番（次の図面に示す部分に限る。）大手町一丁目、四丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、本通七番、中町七番、小町三番及び四番（次の図面に示す部分に限る。）、袋町三番から五番まで並びに紙屋町二丁目</p>	



NOTAM Detail

DATE: 11/21/2019 00:22
 KEYS: LOCATION: RJTT
 NOTAM CODE: RT
 SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

News :Issued within 24 hours **Urgent** **to AIP-SUP** :Linked AIP-SUP

News

201031 RJAAYNYX
 (6303/19 NOTAMN
 Q)RJJJ/QRTCA/IV/BO/EW/000/999/3538N13945E007
 A)RJTT B)1911230740 C)1911260300
 E)ALL ACFT ARE REQUESTED TO AVOID FLYING IN FLW AREA AS FAR AS
 POSSIBLE IN ORDER TO PREVENT AN UNSAFE CONGESTION OF ACFT AND SECURE
 THE VIP

- 1.PERIOD : 1911230740/1911230930 1911232110/1911232250
 1911241150/1911241330 1911260120/1911260300
 AREA : TOKYO INTL AP AND THE AREA EXTENDS 3KM OUTSIDE FM THE
 OUTER EDGE OF TOKYO INTL AP (353312.00N1394652.00E)
- 2.PERIOD : 1911250100/1911250300
 AREA : IMPERIAL PALACE AND THE AREA EXTENDS 3KM OUTSIDE FM THE
 OUTER EDGE OF IMPERIAL PALACE (354101.68N1394515.70E)
- 3.PERIOD : 1911250815/1911251045
 AREA : WI A RADIUS OF 3KM FM PRIME MINISTER'S OFFICE
 (354023.14N1394432.86E)
- 4.PERIOD : 1911230800/1911260300
 AREA : WI A RADIUS OF 3KM FM APOSTOLIC NUNCIATURE IN JAPAN
 (354123.10N1394430.60E)
- 5.PERIOD : 1911250145/1911250415
 AREA : WI A RADIUS OF 3KM FM SEKIGUCHI CATHOLIC CHURCH
 (354251.50N1394335.80E)
- 6.PERIOD : 1911250535/1911250930
 AREA : WI A RADIUS OF 3KM FM TOKYO DOME
 (354220.40N1394506.80E)
- 7.PERIOD : 1911250000/1911250220
 AREA : WI A RADIUS OF 3KM FM BELLESALLE HANZOMON
 (354104.10N1394430.20E)
- 8.PERIOD : 1911252140/1911260220
 AREA : WI A RADIUS OF 3KM FM SOPHIA UNIVERSITY
 (354100.40N1394357.30E)

TO BE CONTINUED
 F)SFC G)UNL)

Contact us | Policy

Copyright©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





NOTAM Detail

DATE: 11/21/2019 00:24

KEYS: LOCATION: RJTT

NOTAM CODE: RT

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New :Issued within 24 hours **Urgent** [to AIP-SUP](#) :Linked AIP-SUP

New

201032 RJAAANYX
(6304/19 NOTAMN
Q)RJJJ/QRTCA/IV/BO/EW/000/999/3538N13945E007
A)RJTT B)1911230740 C)1911260300
E)CONTINUED FM 6303/19

EXCEPTION :

- (1)ACFT ON PATROL MISSION OPERATED BY POLICE DEPARTMENT
- (2)ACFT ON URGENT MISSION FOR FIRE FIGHTING AND RESCUE
- (3)ACFT UNDER ATC INSTRUCTIONS OR APPROVALS IN CONSIDERATION OF WX COND, TFC SITUATIONS OR AP/AD FOR LDG AND TKOF
- (4)ACFT WITH PRIOR COORDINATION WITH POLICE

RMK : METROPOLITAN POLICE DEPARTMENT
TEL:03-3581-4321 (EXTENSION 55331)

CONCLUDED
F) SFC G) UNL)

[Contact us](#) | [Policy](#)

Copyright©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





NOTAM Detail

DATE: 11/21/2019 00:24
 KEYS: LOCATION: RJTT
 NOTAM CODE: RT
 SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

News :Issued within 24 hours **!** :Urgent **to AIP-SUP** :Linked AIP-SUP

News

201032 RJAANYX
 (6305/19 NOTAMN
 Q)RJJJ/QRTCA/IV/BO/EW/000/030/3538N13945E006
 A)RJTT B)1911230800 C)1911260300
 E)ALL ACFT ARE REQUESTED TO AVOID FLYING IN FLW AREA AS FAR AS
 POSSIBLE IN ORDER TO PREVENT AN UNSAFE CONGESTION OF ACFT AND SECURE
 THE VIP

1.PERIOD : 1911230800/1911231000 1911232040/1911232250
 1911241150/1911241400
 AREA : WI 1KM BOTH SIDE ALONG METROPOLITAN EXPRESSWAY
 A)WANGAN LINE (FM 2ND TOKUBETSUGUCHI TO ARIAKE JCT)
 B)ROUTE11/DAIBA LINE (FM ARIAKE JCT TO HAMAZAKIBASHI JCT)
 C)INNER CIRCULAR ROUTE (FM HAMAZAKIBASHI JCT TO DAIKANCHO
 RAMP)

2.PERIOD : 1911250130/1911251055
 AREA : WI 1KM BOTH SIDE ALONG METROPOLITAN EXPRESSWAY
 A)ROUTE5/IKEBUKURO LINE (FM GOKOKUJI RAMP TO TAKEBASHI
 JCT)
 B)INNER CIRCULAR ROUTE (FM TAKEBASHI JCT TO KASUMIGASEKI
 RAMP)

3.PERIOD : 1911252130/1911260300
 AREA : WI 1KM BOTH SIDE ALONG METROPOLITAN EXPRESSWAY
 A)ROUTE4/SHINJUKU LINE (FM KINOKUNI-TOKUBETSUGUCHI TO
 MIYAKEZAKA JCT)
 B)INNER CIRCULAR ROUTE (FM DAIKANCHO RAMP TO HAMAZAKIBASHI
 JCT)
 C)ROUTE11/DAIBA LINE (FM HAMAZAKIBASHI JCT TO ARIAKE JCT)
 D)WANGAN LINE (FM ARIAKE JCT TO 2ND HIGASHITOUJOGUCHI)

TO BE CONTINUED
 F)SFC G)3000FT AMSL)

Contact us | Policy

Copyright©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





NOTAM Detail

DATE: 11/21/2019 00:24

KEYS: LOCATION: RJTT

NOTAM CODE: RT

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New :Issued within 24 hours **Urgent** [to AIP-SUP](#) :Linked AIP-SUP

New

201032 RJAAYNYX
(6306/19 NOTAMN
Q)RJJJ/QRTCA/IV/BO/EW/000/030/3538N13945E006
A)RJTT B)1911230800 C)1911260300
E)CONTINUED FM 6305/19

EXCEPTION :

- (1)ACFT ON PATROL MISSION OPERATED BY POLICE DEPARTMENT
- (2)ACFT ON URGENT MISSION FOR FIRE FIGHTING AND RESCUE
- (3)ACFT UNDER ATC INSTRUCTIONS OR APPROVALS IN CONSIDERATION OF WX COND, TFC SITUATIONS OR AP/AD FOR LDG AND TKOF
- (4)ACFT WITH PRIOR COORDINATION WITH POLICE

RMK : METROPOLITAN POLICE DEPARTMENT
TEL:03-3581-4321 (EXTENSION 55331)

CONCLUDED
F)SFC G)3000FT AMSL)

[Contact us](#) | [Policy](#)

Copyright©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





 **PRINT**  **CLOSE**

NOTAM Detail

DATE: 11/21/2019 08:34

KEYS: LOCATION: RJOA

PERIOD: [19/11/24 00:00] -[19/11/24 09:00]

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New :Issued within 24 hours  :Urgent  :Linked AIP-SUP

New

210825 RJAANYX

(0363/19 NOTAMN

Q)RJJJ/QRTCA/IV/BO/EW/000/999/3426N13241E015

A)RJOA B)1911240745 C)1911241155

E)ALL ACFT ARE REQUESTED TO AVOID FLYING IN FLW AREA AS FAR AS POSSIBLE IN ORDER TO PREVENT AN UNSAFE CONGESTION OF ACFT AND SECURE THE VIP

1.PERIOD : 1911240745/1911240925 1911241015/1911241155

AREA : HIROSHIMA AP AND THE AREA EXTENDS 3KM OUTSIDE FM THE OUTER EDGE OF HIROSHIMA AP (342610N1325510E)

2.PERIOD : 1911240840/1911241100

AREA : WI A RADIUS OF 3KM FM PEACE MEMORIAL PARK(342335N1322709E)

EXCEPTION :

(1)ACFT ON PATROL MISSION OPERATED BY POLICE DEPARTMENT

(2)ACFT ON URGENT MISSION FOR POLICE, FIRE FIGHTING AND RESCUE

(3)ACFT UNDER ATC INSTRUCTIONS OR APPROVALS IN CONSIDERATION OF WX COND, TFC SITUATIONS OR AP/AD FOR LDG AND TKOF

(4)ACFT WITH PRIOR COORDINATION WITH POLICE

RMK : HIROSHIMA PREFECTURAL POLICE

TEL:082-228-0110(EXTENSION 5761 OR 5762)

F)SFC G)UNL)

[Contact us](#) | [Policy](#)

Copyright©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





 **PRINT**  **CLOSE**

NOTAM Detail

DATE: 11/21/2019 08:35

KEYS: LOCATION: RJOA

PERIOD: [19/11/24 00:00] -[19/11/24 09:00]

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New :Issued within 24 hours  :Urgent  :Linked AIP-SUP

New

210826 RJAAYNYX

(0364/19 NOTAMN

Q)RJJJ/QRTCA/IV/BO/EW/000/030/3426N13241E013

A)RJOA B)1911240755 C)1911241145

E)ALL ACFT ARE REQUESTED TO AVOID FLYING IN FLW AREA AS FAR AS POSSIBLE IN ORDER TO PREVENT AN UNSAFE CONGESTION OF ACFT AND SECURE THE VIP

AREA : WI 1KM BOTH SIDE ALONG FLW ROAD

- 1)PREFECTURAL ROAD 73 (FM HIROSHIMA AP TO KOCHI IC)
- 2)SANYO EXPRESSWAY (FM KOCHI IC TO HIROSHIMA-HIGASHI IC)
- 3)HIROSHIMA EXPRESSWAY NR1,2,3 (FM HIROSHIMA-HIGASHI IC TO YOSHIJIMA IC)
- 4)YOSHIJIMA STREET (FM YOSHIJIMA IC TO PEACE MEMORIAL PARK)

EXCEPTION :

- (1)ACFT ON PATROL MISSION OPERATED BY POLICE DEPARTMENT
- (2)ACFT ON URGENT MISSION FOR POLICE, FIRE FIGHTING AND RESCUE
- (3)ACFT UNDER ATC INSTRUCTIONS OR APPROVALS IN CONSIDERATION OF WX COND, TFC SITUATIONS OR AP/AD FOR LDG AND TKOF
- (4)ACFT WITH PRIOR COORDINATION WITH POLICE

RMK : HIROSHIMA PREFECTURAL POLICE

TEL:082-228-0110(EXTENSION 5761 OR 5762)

F)SFC G)3000FT AMSL)

[Contact us](#) | [Policy](#)

Copyright©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism





 **PRINT**  **CLOSE**

NOTAM Detail

DATE: 11/21/2019 08:32

KEYS: LOCATION: RJFU

PERIOD: [19/11/23 09:00] -[19/11/26 09:00]

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New : Issued within 24 hours  : Urgent [to AIP-SUP](#) : Linked AIP-SUP

New

210826 RJAAANYX
(0503/19 NOTAMN
Q)RJJJ/QRCA/IV/BO/EW/000/999/3250N12954E007
A)RJFU B)1911232320 C)1911240800
E)ALL ACFT ARE REQUESTED TO AVOID FLYING IN FLW AREA AS FAR AS
POSSIBLE IN ORDER TO PREVENT AN UNSAFE CONGESTION OF ACFT AND SECURE
THE VIP

- 1.PERIOD : 1911232320/1911240100 1911240630/1911240800
AREA : NAGASAKI AP AND THE AREA EXTENDS 3KM OUTSIDE FM THE
OUTER EDGE OF NAGASAKI AP (325501N1295449E)
- 2.PERIOD : 1911240015/1911240200
AREA : WI A RADIUS OF 3KM FM PEACE PARK,THE CENTER OF AN
EXPLOSION(324623N1295146E)
- 3.PERIOD : 1911240100/1911240240
AREA : WI A RADIUS OF 3KM FM NISHISAKA PARK(324516N1295217E)
- 4.PERIOD : 1911240200/1911240440
AREA : WI A RADIUS OF 3KM FM DAISHIKYOKAN(324637N1295202E)
- 5.PERIOD : 1911240400/1911240710
AREA : WI A RADIUS OF 3KM FM NAGASAKI-KENEI YAKYUJO
(324635N1295140E)

EXCEPTION :

- (1)ACFT ON PATROL MISSION OPERATED BY POLICE DEPARTMENT
- (2)ACFT ON URGENT MISSION FOR POLICE,FIRE FIGHTING AND RESCUE
- (3)ACFT UNDER ATC INSTRUCTIONS OR APPROVALS IN CONSIDERATION OF WX
COND, TFC SITUATIONS OR AP/AD FOR LDG AND TKOF
- (4)ACFT WITH PRIOR COORDINATION WITH POLICE

RMK : NAGASAKI PREFECTURAL POLICE
TEL:095-820-0110 (EXTENSION 6560 OR 6562)
F)SFC G)UNL)

Contact us | Policy

Copyright©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

 **Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism**



PRINT CLOSE

NOTAM Detail

DATE: 11/21/2019 08:33

KEYS: LOCATION: RJFU

PERIOD: [19/11/23 09:00] -[19/11/26 09:00]

SCOPE: A,E,W,AE,AW,EW

New : Issued within 24 hours : Urgent [to AIP-SUP](#) : Linked AIP-SUP

New

210827 RJAAANYX
 (0504/19 NOTAMN
 Q)RJJJ/QRTCA/IV/BO/EW/000/030/3252N12955E006
 A)RJFU B)1911232330 C)1911240800
 E)ALL ACFT ARE REQUESTED TO AVOID FLYING IN FLW AREA AS FAR AS
 POSSIBLE IN ORDER TO PREVENT AN UNSAFE CONGESTION OF ACFT AND SECURE
 THE VIP

PERIOD : 1911232330/1911240145 1911240540/1911240800
 AREA : WI 1KM BOTH SIDE ALONG FLW ROAD
 1)PREFECTURAL ROAD 38 (FM NAGASAKI AP TO OMURA IC)
 2)NAGASAKI EXPRESSWAY (FM OMURA IC TO NAGASAKI-TARAMI IC)
 3)NAGASAKI BYPASS (FM NAGASAKI-TARAMI IC TO KAWAHIRA IC)

EXCEPTION :
 (1)ACFT ON PATROL MISSION OPERATED BY POLICE DEPARTMENT
 (2)ACFT ON URGENT MISSION FOR POLICE, FIRE FIGHTING AND RESCUE
 (3)ACFT UNDER ATC INSTRUCTIONS OR APPROVALS IN CONSIDERATION OF WX
 COND, TFC SITUATIONS OR AP/AD FOR LDG AND TKOF
 (4)ACFT WITH PRIOR COORDINATION WITH POLICE

RMK : NAGASAKI PREFECTURAL POLICE
 TEL:095-820-0110 (EXTENSION 6560 OR 6562)
 F)SFC G)3000FT AMSL)

[Contact us](#) | [Policy](#)

Copyright©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

